（七十四）	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の規定に適合していること
（七十四の二）	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十五条第一項の規定が適用される建築物	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十五条第一項の規定に適合していること
（七十五）～（九十二）	（略）		
三～五　（略）			
2～11　（略）			

（都市計画法施行規則の一部改正）

第二条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開発許可の申請書の記載事項）	（開発許可の申請書の記載事項）
第十五条　法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。	**第十五条**　法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（軽微な変更）	（軽微な変更）
第二十八条の四　法第三十五条の二第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。	**第二十八条の四**　法第三十五条の二第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定	二　工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以